

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日は、
休むとき、
その翌日
当たる)

目次

◇告

示

昭和四十六年度第三次自衛官募集
林業種苗法による生産事業者の登録
土地改良事業の認可

” ” ” ” ”

土地の用途廃止

◇公安告示

風俗営業等取締法による公開の聴聞の実施

告 示

鳥取県告示第八百十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百

十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十六年度第三次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間

昭和四十六年十二月三十一日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日

(三) 十二月二十九、三十、三十一日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市加茂町一丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第八百十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）に規定する生産事業者の登録をまつ消したので、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	登録まつ消年月日
七一	保木本信治	八頭郡八東町三浦	幼苗及び幼苗以外の苗木育成	保木本信治 畑苗	八頭郡八東町三浦	昭和四十六年五月十三日
一三〇	村上 修一	智頭町大呂	穂の採取、幼苗及び幼苗以外の苗木育成	村上 修一 畑苗	智頭町大呂	五日

鳥取県告示第八百十九号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良（鴨河内地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月七日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（仙隠地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月七日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十一号

関金町長から申請のあつた関金町宮土地改良（崩橋地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十二号

日吉津村長から申請のあつた日吉津村宮土地改良（樽屋地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十三号

三朝町長から申請のあつた三朝町営土地改良(片柴地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十四号

三朝町長から申請のあつた三朝町営土地改良(大瀬地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十月四日から用途廃止した。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 積 積)	用途
境港市花町一八四番地先から同市花町一八二番地先まで		四七・九六	道路敷

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十二号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十六年十月二十二日午前十時三十分から

米子市糶町一丁目一五一 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市皆生一八五七 簀中幹子

米子市東町四六 重川弥市

米子市皆生一九四五 岡野 正

米子市上福原一四九一の一 松石清美